

平成24年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年3月8日）

（午前9時59分 開会）

黙 禱

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ここで、皆様をお願いをいたします。

国では、東日本大震災1周年追悼式を震災発生の3月11日にとり行うことにしております。当日は日曜日でございますので、本日の第1回定例会の開会に先立ちまして、震災により犠牲となられた方々の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

○議長（山崎数彦君） ありがとうございます。御着席ください。

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） ただいまから、平成24年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に4番下山則義さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月19日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案23件、定期監査及び財政援助団体等監査報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第2号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第2号は報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（山崎数彦君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成24年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、昨年発生した東日本大震災及び原発による放射能漏れ事故は、我が国の社会経済

に甚大なる影響を及ぼしており、今後の先行きの不透明さにより、一層拍車をかけております。

このような情勢の中、本市におきましては、安定的な行財政基盤の確立を最重要課題としながら、市民の皆様が健康で笑顔あふれるまちづくり、そして、次代を担う子供たちが将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、全力で取り組む所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成24年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権のさらなる推進に向け、国におきましては地域主権改革一括法に基づき、地方自治体としての自主性の強化や自由度の拡大に取り組まれており、私ども市町村の果たすべき役割と責務は今後ますます大きくなってまいります。

このため、国・北海道からの権限移譲の受け皿としての準備はもとより、市民生活の向上を図るため対話重視の施策を継続し、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」をより親しみやすくするため、アンケートの調査結果などを反映しながら紙面編集の工夫に努めてまいります。また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の手段として、情報更新のスピード化や的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有化などを目的に開催する地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生との対話など、多くの市民と直接対話する機会を引き続き設けてまいります。

また、町内会・自治会と行政がより一層連携を図り、さらなる地域活動の活性化を目的に、行政協力費の増額を行ってまいります。

次に、我が国の平和な未来を築くための取り組みとしましては、恒久平和を願う啓発活動を推進し、市民の平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

東日本大震災などの影響により、社会経済の不安定な状況が続いており、商工業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、経営安定化に向け、商工会議所及び関係機関と連携して、各種制度の情報提供や相談等に努めてまいります。

企業誘致活動につきましては、昨年、株式会社ソラチ・クォーツが操業を開始して以来、順調に業績を伸ばしており、これを契機としてさらなる産業の創出に向け、新産業創造等事業による助成制度の活用を積極的にアピールするとともに、既存企業による新分野開拓事業の推進を図ってまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の長期継続に向け、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

農業の振興としましては、株式会社歌志内太陽ファームがワイン用ブドウ栽培に加え、羊による食肉、乳製品の製造、シイタケ栽培などの調査・研究を進めていることから、事業の進捗状況にあわせて必要な支援を行ってまいります。

次に、観光事業の拠点となる、かもい岳温泉、スキー場、道の駅附帯施設は社会的情勢等が安定しない状況から厳しい経営環境にありますが、本市の貴重な観光資源として指定管理者との連携を図るとともに、PRに努めてまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯及びアリーナチロルにつきましては、営業強化、体制の見直し、経費節減等の経営改善に努めているところでありますが、開設から20年

を迎え、施設の老朽化に伴う設備改修、更新等が経営を圧迫していることから、経営の安定化を図るため必要な事業支援を行ってまいります。

労働行政の推進につきましては、国や北海道による雇用創出に向けた各種施策が講じられているものの、新規学卒者の就職を初め、非常に厳しい雇用状況にあることから、各種支援制度などの情報提供を行いながら雇用の確保に努めてまいります。

定住化対策としましては、昨年度、宅地造成した東光団地について、住宅建設助成金制度のPRに努め、分譲の促進を図ってまいります。

また、本年度は、北海道の地域づくり総合交付金を活用した「定住促進プロジェクト」として、北海道移住促進協議会主催により首都圏等で開催される「北海道くらしフェア」に参加し、歌志内の魅力をPRすることで、少しでも多くの方に本市を訪れてもらい、移住・定住へのきっかけづくりとなるよう努めてまいります。

地域間交流の促進につきましては、各種大会やイベントなどを実施する民間団体等を支援するなど、交流人口の拡大に努め、地域の活性化に取り組んでまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

市民の皆さんが住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、市民の英知を集めた計画として策定している「歌志内市地域福祉計画」につきましては、本年度中の完成を目指すとともに、既に取り組みを開始している各種施策を積極的に推進するなど、地域福祉の充実に努めてまいります。

高齢者保健福祉の推進につきましては、介護、予防、医療、生活支援、住まいの各サービスを一体的に提供する「地域包括ケア」の基本理念を念頭に置きながら、社会福祉協議会を初め各関係機関と相互連携を密に、多様化する高齢者ニーズに対応していくとともに、高齢者支援の中核機関である地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、基本業務である介護予防、権利擁護、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント業務の取り組みを最優先として行ってまいります。

児童福祉の推進につきましては、本年4月1日から施行される児童福祉法一部改正法に基づく必要なサービス水準の維持に努めるとともに、「歌志内市次世代育成支援対策地域行動後期計画」に掲げる各種施策に基づき、次代を担う子供たちが健やかに生み育てられる環境の整備を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、本年4月1日から施行される障害者自立支援法一部改正法に基づく必要なサービス水準の維持に努めるとともに、本年度からスタートする「第3期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに安心して暮らすことのできる社会を実現するため、各種サービスの提供を継続し、支援体制の強化を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、市民が健康で明るい生活を送ることができるよう、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。特に、生活習慣病予防対策として、20から30歳代の健康診査を新たに実施するほか、生活保護受給者の各種健診等の料金について全額免除を行ってまいります。

また、がん検診につきましては、女性特有のがん検診推進事業を継続するほか、胃、肺、大腸がん検診における全額免除の対象年齢を拡大し、壮年・中年期層の受診の促進を図ってまいります。さらに、感染症予防対策としましては、昨年度より実施している子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌予防ワクチンの接種に対する全額公費負担を継続してまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査

を初めとする各種保健事業を推進してまいります。

また、健康管理システムの機器を更新し、住民の健康に係わる情報の整備と保健事業の効率的運営を行うための環境整備を行ってまいります。

さらに、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」の策定を念頭に、市民の健康を取り巻く生活実態を把握するためアンケート調査を実施してまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本に、不良債務を発生させないよう経営の健全化に一層努力してまいります。

また、医療体制につきましては、現状の医師及び診療体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

なお、本年4月1日より医療法の改正に伴い、療養病床の看護職員及び看護補助者の人員配置基準が引き上げとなることから、病棟の看護師等を増員し、長期にわたり療養が必要な医療必要度の高い患者の受け入れ体制を整えるとともに、入院患者サービスの充実に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、それぞれ空知中部広域連合、北海道後期高齢者医療広域連合が掲げる事業計画に基づき、医療費の適正化を図るとともに、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の維持、増進及び事業の安定化に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、自己負担、所得制限を撤廃し無料化するとともに、対象を中学3年生まで拡大いたします。

第4は、「快適でやすらぎのあるまち」であります。

市民の快適な日常生活を支える道路につきましては、きめ細やかな日常点検を行うとともに、冬期間につきましては、降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら、歩車道の確保に努めてまいります。

道路整備事業につきましては、平成22年度に一部排水工事を先行実施した本町地区の中央社宅2号線の環境整備を図るため、改良舗装工事を行ってまいります。

次に、市営住宅の整備事業につきましては、「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅の解体除却事業や集約を進めるとともに、既存住宅の長期的活用を図るため維持管理を行い、より一層の住環境整備に努めてまいります。

本年度の事業としましては、継続実施しております歌神地区改良住宅建替事業として6棟32戸の解体除却を行い、維持管理事業としましては、屋根の塗装や改修及び水道管の更新を行うこととしており、屋根塗装工事につきましては、上歌団地2棟12戸、歌神川向地区3棟18戸、屋根改修工事は、文珠本通り地区2棟12戸の無落雪化工事を行うなど、住宅の長寿命化を図ってまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成23年12月末現在で86.2%、2,371戸であり、引き続き住環境の快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や巡回啓発を行うとともに、地域や関係団体の協力を得ながらごみの減量や資源化並びに環境美化に努めてまいります。

また、可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合が事業主体である新

焼却施設の建設を推進するとともに、同施設から排出される焼却灰を処理するため、株式会社エコバレー歌志内から最終処分場を取得し管理運営してまいります。

衛生センターにつきましては、砂川地区保健衛生組合からの受託処理を継続し、施設の効率的な運営に努めるとともに、平成27年度のし尿の共同処理に向けて、関係市町等と具体的な協議を進めてまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、昨年、無火災を達成いたしました。今後も市民一人一人の防火意識の高揚に努め、無火災の継続を目指してまいります。

救急業務につきましては、昨年の救急出場件数は318件で、搬送人員の68%が65歳以上の方となっており、高齢化が進む中、さらなる救命率向上のため、救急隊員の教育研修に努めるとともに、市民を対象とした普通救命講習の充実を図り、応急処置の普及啓発を推進してまいります。

また、消防車両につきましては、多様化する消防活動に即応するため、老朽化した「水槽付消防ポンプ自動車」を更新してまいります。

なお、消防の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画に基づき、引き続き協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災・減災意識の高揚に努めるとともに、災害の発生時に備え、女性や災害弱者のニーズに配慮しながら、避難者用の毛布や非常食などの備蓄を進めてまいります。

また、災害関係における情報収集伝達の通信基盤であります「北海道総合行政情報ネットワーク」は、整備から15年を経過し老朽化が著しいことから、北海道と各市町村が共同して更新整備を実施し、災害時の緊急連絡や防災情報の共有など、迅速かつ効果的な防災対策に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、地域や関係機関の御協力により犯罪発生件数は減少傾向にありますが、高齢者や子供を見守る自主防犯活動に取り組まれている諸団体への支援充実など、市民が安心して日常生活を送ることができる地域づくりを推進してまいります。

交通安全の推進につきましては、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努め、交通事故のない安全なまちを目指してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・多様化する消費者被害の未然防止と被害相談等への迅速な対応を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

教育行政の具体的な施策につきましては、別途、教育長から教育行政執行方針で述べられますので、私からは概略を説明いたします。

少子高齢化、情報化社会が進展する社会情勢の中、教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、学力・体力の低下、規範意識、人間関係の希薄さなど多くの課題が重要視されております。

次代を築くために教育が担う役割は極めて大きく、さらなる教育の充実が求められており、将来に幸福を実感できるよう次世代に引き継ぐことが重要であります。

このため、人生の各段階において、多様な目的を持って学ぶことができる生涯学習社会に向け、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができる教育環境づくりに努めてまいります。

中でも、人間形成に重要な役割を果たしている学校教育につきましては、生命を大切にする指導の充実や確かな学力・豊かな人間性・健やかな体をはぐくむ教育を進め、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の安全確保、子供たちの育ちを支える教育環境を推進してまいります。

社会教育の推進につきましては、「第6次歌志内市社会教育中期計画」に基づき、「地域力を生かした歌志内文化の創造」を目標として、家庭、青少年、成人・高齢者教育、文化・芸術、スポーツレクリエーション事業を進めてまいります。

また、社会教育施設等の効率的な管理運営に努めるとともに、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町の4市町による社会教育施設の広域的相互利用を促進してまいります。

第6は「市政を推進するために」であります。

昨今の地方自治は、地方分権の推進により自由度が拡大する一方、みずからの決断と責任による自主・自立の地域づくりが求められております。このため、新たな行政課題や多種多様な市民ニーズにこたえるべく、職員の意識改革を進めるとともに、市民にとって親しみのやる利用しやすい市役所づくりを目指してまいります。

本市の財政運営としましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化判断比率に留意しながら、比較的高い実質公債費比率及び将来負担比率の逡減に努めるなど、財政の安定化を推進してまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種事業に参画し、さらには、中・北空知廃棄物処理広域連合による廃棄物処理事業や戸籍システムの共同運用などに取り組むとともに、「定住自立圏構想」及び中空知地域広域連携研究会が進める新たな広域化に向けた事務事業の調査、研究に取り組んでまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化並びに効率化を図るため、必要なシステム機器の更新を行いながら本市の地域性や規模に見合った整備を進めてまいります。

以上、平成24年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、国におきましては、国民生活の将来に向け大変重要な課題である「社会保障と税の一体改革」の議論が進められておりますが、政治、経済とも先行きが大変不透明な状況にあり、私ども市町村を取り巻く環境も依然として厳しい情勢が続いております。

このような中、本市におきましては、市民一人一人が安心して将来に希望を持てる地域づくりが求められております。

このため、引き続き、市民の皆様と心をつなぐ「協働のまちづくり」を進めながら、第5次歌志内市基本構想に掲げる、「いきいきと、みんなで創る心ふれあうまち」の実現に向け、誠心誠意取り組む決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と暖かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。平成24年度の市政執行方針といたします。

○議長（山崎政彦君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一） —登壇—

平成24年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し述べます。

はじめに、今日、我が国は少子高齢化が進み、情報化と国際化が加速する一方、海外景気の低迷や震災ショックなどにより社会情勢は大きく変化を続けています。

こうした中、新しい時代を積極的に築き上げていく気概を持った人材の育成が求められてお

ります。

そのため、次代を担う子供たち一人一人がしっかりと自立し、生き生きと活躍できる実践的な力を身につけさせることが不可欠であります。

本市では、今後の教育の動向を一層重視しながら、これまでの実践を基盤として、学校教育においては空知管内教育推進の基本方針をもとに、郷土の地域特性を生かし、幼小中一貫教育を推進し、学校・家庭及び地域との連携協力により「生きる力」の育成に努めます。

また、社会教育においては、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づき、すべての人々が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち、取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

変化の激しい国際社会の中で日本人としての自覚を持ち、これからの社会において必要となる「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが学校教育の重要課題であります。

そのため、昨年度から実施している小学校と、本年度から完全実施される中学校の新しい学習指導要領の適正な実施と評価に努めます。

その中で、幼・小・中の連携や、つながりを重視し、小1プロブレム、中1ギャップなどの防止を図るため、それぞれの枠を越えた交流の促進を進めてまいります。特に、地域との一体感を醸成させるため、昨年度実施した「幼小中・地域合同大運動会」については今年度も実施し、地域とのきずなや開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

さらには、学校の教育活動その他の学校運営状況について、学校関係者評価等を行い、その結果を保護者、地域に公表しながら学校運営の改善につなげてまいります。

以下、次の3点を「学校教育推進の重点」といたします。

(1) 基礎基本を重視し、確かな学力を身につける教育活動の推進。

児童、生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせる学習内容を指導計画に位置づけるとともに、個に応じた指導を充実します。

また、身につけた知識や技能を活用し、みずから考え、判断し、表現する力を育成するため、体験的・問題解決的な学習を重視し、子供の思考の道筋を生かした自主的・自発的な学習意欲を養い、「生きる力」をはぐくみます。

学校教育の中核は授業であり、児童、生徒に魅力あふれる学習の動機を与え、学ぶことの楽しさや達成の喜びを体得させることは、教師の意欲と情熱、愛情あふれる指導力にあります。

このため、今年度も文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」を実施し、活用して指導力向上を図る授業研究を計画的に実施し、「わかる授業」を追求します。そのため、放課後活動を活用し、学習サポートの実施を図り、一人一人のよさや可能性を発揮させ、個に応じたきめ細かな指導と評価を工夫するとともに、出番を与え、励まし、自分らしさを発揮させる学習指導を推進してまいります。

(2) 寛容の心を養い、みずからを律する教育活動の推進。

児童、生徒に自主性や耐性、連帯感や社会性を培い、弱者や自然に対する優しさと思いやりの心を大切にして、相手の立場を理解し、よりよい生き方を追求する教育が強く求められています。

このため、地域の人材や自然など多様な教育資源を活用して、豊かな体験活動を展開し、発

達段階に応じた道徳教育の充実を通じて、豊かな人間性を築き、「生きる力」をはぐくみます。

生命や自然への畏敬などの情操を養い、心身を鍛えることのできる自然体験学習や社会参加の精神を培うボランティア活動など、実践的諸活動を重視し、相互に人格や人権を尊重し、啓発し、協力し合って物事をなし遂げる成就感や達成感を体得する教育活動を推進してまいります。

特に、児童、生徒においては、「早寝、早起き、朝ご飯」運動など基本的な生活習慣を適切に身につけさせるとともに、道徳心や自律心、公共の精神を深め、道徳的実践力の伸長を図るため家庭や地域との連携を深め、心に響く道徳教育を展開してまいります。

(3) 生命を尊び自らを鍛え、健康で安全な生活習慣教育の推進。

児童、生徒一人一人に生命のとうとさや心身の健康の大切さを認識させるとともに、みずから心身の健康づくりに取り組む意欲と実践力を通じて、「生きる力」をはぐくみます。このため、健康保持・増進の学習、安全に関する意識を高める指導計画の工夫や交通安全教室の実施など、適切かつ確実に指導体制を確立します。さらに、文部科学省が計画している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を今年度も実施してまいります。

また、今日的課題となっている「インクルーシブ教育」を幼・小で引き続き進めるため、学習活動上のサポートとして、今年度も教育的観点からの人的配置に努めてまいります。

さらには、学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭の直接指導により、児童、生徒の心身の健全な発達に資することを基本に、望ましい人間関係や健康的な食生活を営む習慣を身につけさせます。

また、家庭と連携を深め、計画的・継続的に食育指導を進めます。さらに、より安全・安心な給食提供を目指すため、食材の厳選と学校教育における食中毒の発生を防ぐために、調理員の衛生知識の向上及び施設の衛生管理を徹底してまいります。

第2は「社会教育の充実」であります。

社会環境の変化に伴い、市民一人一人が生きがいやゆとりを持って人生が送られるような生涯学習社会の実現が求められております。

一方、自治体を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況を迎えておりますが、社会教育に対する期待はますます大きくなってきております。

このような状況の中、施設の管理・運営を含めた諸施策並びに各種事業の実施には効率性を重視するとともに、今後5年間を見据えて内容を一新した中期計画に基づく諸施策を進め、市民の要望や課題を把握し、学習意欲にこたえられるように努めてまいります。

また、地域全体で学校教育を支援し、多くの市民の方が学校教育にかかわることで地域のきずなを深め、地域の教育力の活性化を図る学校支援地域本部事業を推進してまいります。

以下、次の3点を「社会教育推進の重点」といたします。

(1) 家庭や地域と協働し、豊かな体験活動を通して青少年の健全育成に努める。

家庭・地域における教育力の低下は、今や全国的な共通の課題であります。生活スタイルや価値観などが多様化している現代では、各家庭が抱える問題も一様ではなく、育児や思春期の指導はもとより、親自身のストレスから来る不安を感じる保護者がふえております。

このため、子育てがしやすい環境づくりに努め、保護者を対象とした学習機会の創出や、地域ぐるみによる健全育成に努めるなどの支援を行ってまいります。

また、青少年を取り巻く環境が変化する中で、基本的な生活習慣や社会性を身につける取り組みとして、宿泊体験を初めとするさまざまな学習活動を実施してまいります。

加えて、青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携を図り、子供の安全確保や非行防止に努めてまいります。

(2) 成人・高齢者の生きがいと、地域のきずなを深める学び環境の充実を図る。

成人層は、その行動力、豊富な知識や経験により、地域社会の牽引役が期待されていますが、就業に追われるなど地域社会への参画が少なく、自己研さんも思うようにならない状況にあります。

また、健康で学習意欲が旺盛な多数の高齢者が見られる一方で、自宅に閉じこもりがちな高齢者もいるなど、個人差が大きい傾向にあります。

成人や高齢者が文化・芸術などの学習活動に参加することは、地域の活力を高め、郷土の歴史を継承するとともに、各種施設の有効利用にも極めて重要であります。

このため、学習活動に生きがいを持ち、地域のきずなを一層深めることができるよう、教室・講座の開催や、サークル活動を活性化するなど、学び環境の充実を図ってまいります。

(3) 生涯スポーツの振興と健康づくりを促進する。

昨年、国のスポーツ施策の方向を定めるスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が施行されました。

スポーツ基本法では前文に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」と明記され、国及び地方公共団体などの責務が明らかにされました。

本市においては、各種情報の提供や健康づくり事業を積極的に進め、だれもがいつまでもスポーツに親しむことができるよう、世代に応じたスポーツ活動の充実に努めるなど、生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かしたスポーツを継承していく上で、スキーを青少年に奨励し、多くの経験を重ねる機会を設けてまいります。

以上、教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、新しい時代を拓く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成24年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長(山崎数彦君) これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、12日、13日を予定しております。

10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時57分 再開

○議長(山崎数彦君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 案 第 5 号

○議長(山崎数彦君) 日程第6 議案第5号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第5号歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画に定める過疎地域自立促進特別事業に要する資金に充てるための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

最初に、条例制定に当たっての趣旨について御説明いたします。

平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、ソフト事業の実施に当たっても、基金での運用を含み過疎債を充当することが可能となったことを受け、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画において、過疎地域自立促進特別事業として、昨年度、同計画に盛り込んできたところであります。

今般、実質公債費比率の減少などを受け、起債による有利な財源活用が可能となる財政事情となり、過疎債を活用して継続的な事業に対する財源を長期にわたって確保するため、基金に資金を積み立て運用することが必要なことから、本条例の制定に至ったもので、補正予算とも関連するものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例。

歌志内市過疎地域自立促進特別事業基金条例を次のように制定する。

第1条の設置でございますが、基金の設置目的を制定しており、本市が策定しております過疎地域自立促進市町村計画に定められております過疎地域自立促進特別事業に要する資金に充てることを設置目的としております。

第2条は、基金への積み立てでございます。これは、基金として積み立てる額を規定しており、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する総務省令で定めるところにより、算定した額の範囲内において予算を定める額とすることとしており、過疎地域自立促進特別事業のソフト事業に充てるために発行する過疎地域自立促進特別事業債を財源とするものであります。

第3条は、基金の管理でございます。基金の管理方法につきまして、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管することについて規定するものでございます。

また、第2項では、基金に属する現金につきまして、必要に応じもっとも確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございます。

第4条は、基金の運用益金の処理でございます。基金の運用益につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上した上で基金に編入することについて規定するものでございます。

第5条は、繰りかえ運用についてでございます。基金の運用に関し、財政上必要があるときは、方法、期間、利率を定めて基金に属する現金を繰りかえ運用できることを規定するものでございます。

第6条は、基金の処分でございます。積み立てた基金につきまして、第1条に規定する目的のために要する経費の財源に充てる場合に限り、処分できること並びに処分する場合は一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないことについて規定するものでございます。

第7条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

条例予算等審査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、議長を除く7名の委員による条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 異議なしと認めます。

したがって、この件については、7名の委員の条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員の選任については、委員会条例により、議長を除く7名の委員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を特別委員に選任することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 一登壇一

議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の改正に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次のページに参ります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、定例会資料の1ページに新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

第10条の2第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。これは、障害者自立支援法の改正により、本条例中に引用している条項に項ずれが生じるため、条文を整備するものでございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第7号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、持続可能な財政運営を進めるため、特別職の職員及び教育長の給料の縮減率を圧縮した上で、平成25年3月まで縮減措置を延長しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページから6ページをごらん願います。

（歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成23年4月1日から平成24年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」に改め、同項第1号中「62万2,000円」を「66万4,000円」に改め、同項第2号中「54万円」を「57万3,000円」に改める。

これは特別職報酬等審議会からの答申に基づき、市長及び副市長の給料について、現在実施している縮減措置を、市長については削減率25%から20%へ、副市長は20%から15%へ削減率を圧縮した上で、平成25年3月まで延長するものであります。

続きまして、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でご

ございます。

(歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)。

第2条歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年4月1日から平成24年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」に、「月額49万6,000円」を「月額52万7,000円」に改める。

これは、市長、副市長と同じく、特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給与削減率を20%から15%に圧縮するとともに、平成25年3月まで延長するものであります。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

なお、特別職報酬等審議会への諮問書及び答申書につきましては、資料の3ページに、空知管内6市2町における特別職報酬等の状況及び歌志内市の一般職最高給者との比較等につきましては、資料の4ページから6ページに掲載してございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

川野敏夫さん。

○2番(川野敏夫君) 今の説明にありました答申書、この4のその他の中に、条例本則に定められている給与月額の見直しについて審議する時期を迎えているという答申書があるのですが、これに対して、これをどう判断して、どのような対応を考えておられるのか説明をお願いします。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、泉谷市長。

○市長(泉谷和美君) 本則を改正する時期に来ているということで、私どももそういったことについては、ここ何年間か附則による削減を実施してきたところでございますけれども、本則の改正が必要ということについては認識をしているところでございます。

今、各自治体、近隣を含めて行われているところでございますけれども、減額措置ということについては暫定的な措置であるという中で、附則でうたっているわけでございます。したがって、こういった削減率の改定を見た中で、本則をどのような形で定めるかという、今、難しい時期にあるのかなと思っております。

したがって、近隣の市町の調査も行いましたけれども、現在、本則の改正については、今、私どもの知る範囲では、こういった暫定的な減額措置との比較の中で、均衡のとれた本則に基づく給与の額を策定するには、慎重に調査、検討を進めなければならないということで状況を伺っております。

したがって、本則の改定につきましては、暫定的な減額措置をしている各自治体の状況を把握しながら、本則改定に向けて慎重に調査、検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長(山崎数彦君) ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番(谷秀紀君) このたびの諮問によって答申されているのですが、特別職の職員の給与等、等という中には退職金も含まれると私は理解しているのですが、それで、退職金関係については、報酬の本則で支払われているのかどうかというのが1点。もし、本則で支払われているとしたら、当時の条例、退職金の規定を決めた条例が、もう相当前だと思うのですが、やはり当市を数年見ていると、全体の総予算が年々減額しております。そういうことからかんが

みて、やはりそういう退職金の規定の見直しもする必要があるのではないかというふうに考えます。その2点についてお答え願います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 特別職の職員の退職手当については、減額された、削減している額で手当の算出を北海道退職手当組合で行っているわけですがけれども、本則での支給はいたしておりません。あくまでも削減された額での計算ということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） たしか以前に、星さんがいたときにそういう答弁をしたのを、私、記憶しているのです。たしか削減の率で支給しているよと。だけれども、本則はいじっていないのが現状ですよ。ということは、私は、やはり先ほど2点目に言った本則をいじる時期に来ているのではないかと。本則をきちんと削減をしておかなければ、全体の歌志内市の今までの過去の財政の規模からいくと、本則も、そのこところを手直しする必要があるのではないかと、私はそう思っているのだけれども、このことについては明解な答弁がないのです。だから、やはり今後、本則もこれも諮問する考えはないかどうか、これを伺っておきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 先ほど申し上げましたけれども、こういった本則については、給与ですから本則の改定をしていくという基本的な考え方については、そういう認識をいたしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、昨今、各自治体において、いわゆるこういった附則を通した暫定的な減額措置という中でそれぞれが行っておりますので、こういった暫定的措置がどの時点で解除になるのかという时期的な問題もございます。したがって、近隣との均衡を保った中で本則の金額等について、慎重に調査、検討をしなければならない時期かなと、このように思っております。

したがって、私どもといたしましても、そういった状況を把握する中で、本則の改正に向けて進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、市長の答弁では、近隣の状況と。近隣の市町はもちろんそうだと思いますけれども、当市は当市の財政規模というのがあるはず。それに見合ったことで諮問するのが私は普通ではないかと考えています。

前向きな答弁ではございましたが、諮問する考えはあるかないかということで、私、その1点でお尋ねしているのですが、今後、諮問する気があるかないか、それを伺っておきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） そういった当市だけのということになりますけれども、やはり本則で定める額については、それぞれ近隣の状況を見ながら、そして、さらにその状況とあわせて本市の状況を加味しながら決めていかなければならないと思っております。

こういった時期でございますから、今後、本則の改正の必要性を認識いたしておりますので、諮問についても本則の改正ということで慎重に調査、検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第8号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成23年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

定例会資料の7ページ上段をお開き願います。

人事院勧告の概要として、関係部分を抜粋しておりますので、ごらん願いたいと思っております。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方として、月例給につきまして、公務と民間の給与差、マイナス899円、0.23%を解消するよう引き下げることとされております。

改定に当たりましては、民間の給与水準を上回っている50歳台の職員を中心に、40歳台以上の職員を念頭に置いた俸給月額を引き下げ、若年層は据え置きになっております。

また、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額についても、俸給表の改定率等を踏まえて引き下げられております。

それでは、議案に戻りまして、議案第8号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、人事院勧告に準じ、給料月額の改正を行うとともに、現在実施している職員給料の縮減措置について、縮減率を圧縮した上で、平成25年3月まで延長しようとするものでございます。

次のページに参ります。

歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、定例会資料の7ページ、中断以降に新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

初めに、歌志内市職員給与条例の一部改正についてでございます。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第14項及び第15項中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、附則に次の1項を加える。

第20項、平成24年度における職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）

の給料月額、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の表を掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成24年度において期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給料月額及び平成24年度において退職する職員の当該退職の日における給料月額は、減じる前の額とする、

区分、給料表、行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、職務の級、3級、4級、率100分の4、職務の級、5級、6級、率100分の5。

別表第1を次のように改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

附則、第14項及び第15項につきましては、管理職手当の減額及び期末勤勉手当の役職加算の凍結に伴う縮減措置を24年度も継続するものでございます。

附則第20項につきましては、一般職員の給料の独自削減の縮減率を圧縮した上で、24年度も継続するとともに、期末勤勉手当の基礎となる給料月額及び退職する職員の退職日における給料月額について、独自削減前の額とする措置を講じるものでございます。

なお、別表としております給料表につきましては、改定額及び改定率について、定例会資料の9ページから18ページに掲載しております。

続きまして、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

こちらは、平成19年の給与構造改革による給与改定の際に、給料表の切りかえに伴う経過措置を定めた平成19年条例第15号の条文を整備するものでございます。

内容は、平成19年4月の給料表切りかえ後の給料月額が、切りかえ前に受けていた額に達しないこととなる職員について、その差額に相当する額を支給しているもので、いわゆる現給保障額に係る部分でございますが、この部分につきまして、人事院勧告に準じた引き下げを行うものでございます。

引き下げ率は、平成21年の0.24%と平成22年の0.17%及び平成23年の0.49%を合わせた0.9%を引き下げるものとなっております。

ただし、附則第7項第2号の適用を受ける職員にあっては、平成22年の0.17%と平成23年の0.49%を合わせた0.66%を引き下げるものとなっております。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 資料でお伺いいたします。9ページ、10ページ、11ページ。

資料を見ますと、1級、2級、3級、4級、5級、6級とございます。それぞれ級別によって下がる率がここに出ております。そこで、1級、2級、3級、4級、5級、6級の、この条例が可決いたしますと、それぞれの級の該当人数、どのくらいになるのか。

それから、先ほど人事院勧告で大体50歳台が0.5割、40歳台が云々ですけれども、この人数と年齢がどの程度なのかお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 平間総務課主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） ただいま人勸に基づいて、各等級において影響を受ける人数ということでございますけれども、まず、1級の者につきましては該当はございません。2級につきましては、影響を受ける者は3名でございます。3級につきましては35名、4級につきましては15名、5級につきましては14名、6級につきましては11名で、合計78名となっております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 年齢別について、今ちょっと調査して、時間がないので、予算等審査特別委員会のほうで報告させていただきます。

ちなみに、6級だけは全部50歳以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 例年、職員の給与問題のときには、総務課長はいつも組合と交渉した結果、報告があるのですが、このたびは組合と交渉しない結果の率なのか、これをまず1点確認したいのと、組合とも当然交渉していると想定しております。その中で、要求額が当然あったと私は考えるわけです。そこで、要求額が要するに現行給料表に基づいて、交渉の中でどのくらい隔たりがあったのか、その辺を伺っておきたいということと、職員の給料を暫定で1年にした理由を伺っておきたいと思います。これは特別職と違いますので、職員ですから、1年を暫定にしたということを改めて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 1点目ですけれども、もちろん組合とも交渉しております。これも妥結しております

それと、要求という観点ですけれども、23年度までは5から8%ということで御存じだと思いますけれども、その圧縮に努めるということで、それを実際に当市の財政状況を加味しながら、どのくらい財源として確保できるかということで、十分内部で協議しまして、組合にもその旨お伝えし、そして、その中の話、協議としましては、今後、新人を採用する場合に減額をして採用するというのはいかなるものかということに重点を置きまして、若年層、1、2級については削減をやめましょうということが第一の目的でございますので、その後、財政事情はどうかということと、それと、国の動きもありましたので、削減幅も余り圧縮できないということもありまして、まずは1、2級の削減の改善からということと、組合とはそういうふうな話し合いを主にしたところでございます。

あと、なぜ1年に区切っているかということなのですが、これも毎年、財政状況がまだ不安定なところがありますので、本来であれば100%復元したいという気持ちは十分組合とも話をしていますけれども、今後、今回のような東日本大震災の中で財源が必要になるということで、8%も国家公務員がようやく給与の削減になった。だけれども、歌志内市ではその前から職員の給料を削減をしている、続けているわけですから、今からまた8%削減というこ

とにはならないだろうということで、一気に復元することもできないということを経合のほうにも理解していただいて、毎年、財政事情を見ながら、また、国の動きを見ながら交渉しましょうということで、数年前からそのように1年限り、1年1年で組合との交渉を続けているということで、今回も1年ということで繰り出させていただきました。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、総務課長の答弁で、国家公務員は決まりました。でも、国は地方公務員はいじらないよということで決めております。そういった中で、たまたま私ども、産炭地は特にそうなのですが、財政が疲弊しておりますから、私ども歌志内にとっては、やはり近隣の空知管内、近隣の市町を見ても、かなり職員の給料が削減されているのです。近くでは、隣の上砂川町もそうなのですが、そういったことで、要するに労務管理上から見ても、働く意欲というものが損なうと。そして、今、新規採用の方についてはいじらないという答弁でありましたけれども、期限を決めるというのはどうなのかと、期限を決めてやるということは、あくまでも。ただ、財政問題いろいろあるでしょう、確かに今答弁したように。でも、財政問題の中で疑問とするところも結構あるわけです。そういうところを見ると、やはり働く意欲を損なわないように、できるだけ現行給料に早く戻すと。そのためには、期限を切らない。特に、職員給料については期限を切らないで、できるだけそれをやるのが行政の手腕だと思うのです。働いているものを詰めてやるというのは、僕は本来の健全財政ではないと、このように思っているのです。やはり健全財政というのは、給料等も含めて働く者の優遇をきちんとするのが健全財政だと思いますが、そこら辺も含めてもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 職員の給与の削減については、職員に対して財政健全化計画の中でこれまで進めて職員の協力をいただいてきたところでございます。

今おっしゃるように、どこもそういった削減をしているわけですがけれども、共通して言えることは、やはり財政の健全化という表現については、職員の給料を削減している中での健全化ということにはならないだろうと。財政の健全化、職員の給料を削減した中で財政が運営できるということで、健全化という表現にはならない。これは、私どもも十分認識をしているつもりでございます。

したがって、こういった暫定的な削減措置につきましては、できるだけ早い時期にすべてを圧縮して、削減のないように努めるのが私どもの考え方でございますし、そういったことで、職員組合との交渉の中でも、そういうことをお話をしながら、そして、今、23年度財政健全化計画が終わるわけでございますけれども、こういった後の財政計画等も含めて説明をし、御理解をいただいているところでございます。

おっしゃるように、決して職員の給料削減を継続しながらでの財政健全化ということにはならないということで、これはできるだけ早い時期の復元ということについては、十分承知をしているつもりでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 市長の前向きな答弁、非常にありがたいと思うのです。

それで市長、市長の考え方としては、どの年度ぐらいで現行給料に戻せると考えておられますか。これを最後にお聞きします。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） できるだけ早くということで、今回1年の予定をしていますけれど

も、ただ、財政的に健全化の中で、もう一つ協力していただきたいということにつきまして、地方交付税の関係で、地方交付税については61%が収入の構成を占めているわけですが、これからの地方交付税については、自治体への災害の関係で影響があるのかなという懸念はしております。したがって、今の形で地方交付税の関係で言いますと、長くても2年だと思っております。できれば1年だということと考えておりますけれども、やはり財政、これは実質公債費比率で早期健全化団体に陥ったこともございますので、こういったことを安全にしていくことを想定するのであれば、最高にあれしても2年で解決しなければならぬと思っております。できるだけ1年の間に復元をしていきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第9号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、近年の地価水準の変動等を踏まえて一部改正された道路法施行令（昭和27年政令第479号）及び国道、道道の道路占用料の改正に準じ、歌志内市道の道路占用料を改正しようとするものです。

次ページ本文に参ります。

歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市道路占用料徴収条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）。

歌志内市道路占用料金表。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料19ページ、20ページの現行との対照表をごらん願います。

本表につきましては、道路法同施行令等で規定されております施設、電柱等の物件に係る占用料を定めたものでございますが、現行の道路占用料は平成12年条例第23号により改正をして以来、今日に及んでおり、地価水準の下落の現状を考慮するとともに、占用物件の多くが北電柱及び東日本電信電話柱であり、近隣市で定めている占用料との均衡を図るため、占用料の改正とあわせて本表を整備しようとするものでございます。

改正後の占用物件、単位、占用料につきましては、本表に記載されているとおりでございますので、個々の説明については省略をさせていただきたいと存じます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 一登壇一

議案第10号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い、市公営住宅及び改良住宅の入居者の資格を定めるとともに、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料で御説明いたしますので、定例会資料の21ページから23ページをごらん願います。

このたびの改正は、公営住宅の入居資格等を条例で規定することになったことにより、市営住宅に係る現行の入居者資格等を継続するため、本条文の公営住宅法施行令引用部分について、従来の入居者資格を規則に委任及び金額に置きかえる一部改正を行うものでございます。

(入居者資格)。

第6条中「政令第6条第1項」を「規則」に改め、同条第2号を次のように改める。これは、政令で定めていた同居親族要件が廃止されることから、同居親族要件を継続して実施するために条文を規則に改めるものでございます。

第6条第2号は、細分イ、ロ、ハをア、イ、ウに改め、政令の6条第1項から8項まで定めがなくなることから、公営住宅法施行令引用部分について、従来の入居者資格を規則に委任及び金額に置きかえる一部改正を行うものです。

次に、第6条第4号中「市町村税」の次に「等」を加える。これは、入居の条件について、市町村税だけでなく使用料も含めることとしたことから、条文を改め整備するものでございます。

次に、第7条第1項中「前条第1項第1号から第3号まで」を「前条各号」に改め、同条第2項中「ロ」を「イ」に改め、これを用途廃止により他の市営住宅に引き続き入居する場合の条件を改め、細分のロをイに改正し、条文整備をするものでございます。

第38条第1項中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。これは、公営住宅法の改正により条項が繰り下がったことにより、条項整備するものでございます。

次に、第44条第2項中「入居させるべきもの」を「入居させるべき者」に改め、同項第2号を次のように改める。これは、改良住宅の入居者の資格で、入居させる「もの」を「者」と改正し、同条2号は細分のイ、ロをア、イに改め、公営住宅同様、公営住宅法施行令引用部分について、従来の入居者資格を規則に委任及び金額に置きかえる一部改正を行うものです。

次に、第44条第2項第4号中「市町村税」の次に「等」を加える。これは、入居の条件について、市町村税だけではなく使用料も含めることとしたことから、条文を改め整備するものでございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 議案第10号について、3点ばかり質問をさせていただきます。

まず、提案理由に地域の自主性及び自立性を高めるため云々と書いてありまして、関係条文を整備しようとするものでございますと、こういう提案理由でございます。これは当然、法の改正に伴う改正であり、これを踏まえて、本議案について3点ばかり異議がございますので質問をしたいと思います。

まず、第1点目ですけれども、資料も含めてでございますけれども、条例第6条の入居者の資格についてですけれども、公営住宅法の一部改正により、同居親族要件、単身入居も認めないが、自治体の裁量にゆだねられ同居親族要件が廃止されました。しかし、改正条例の第6条第1項第1号の略とあるのは、同居親族要件であり、現行のまま残っております。

そこで、同居親族要件が廃止されたからといって、その必要性が否定されたわけではないことは、御承知のとおりだと思います。単身入居について、一定の制限が必要ということで、現行のままとしているものと推察いたしております。

また、改正前の法令等で定められている同居親族要件を要しないもの、単身入居も認めるも

のについて、規則で定めることとしておりますが、法令で定められているものについては9点ばかりあります。そこで、読み上げますけれども、1は60歳以上の者、2が障害の程度が一定程度の障がい者、3が障害の程度が一定程度の身障病者、4が原子爆弾被爆者、5が生活保護者の被保護者、6が中国残留邦人等、7が海外引き上げ者、5年以内、8がハンセン病療養所入所等、9が配偶者からの暴力被害者で一定の者でございます。

当然この九つの規定をすべて規則で定めるものと思いますが、加えて、今回の法律改正の附則で、過疎地域の公営住宅入居者については、単身であっても同居親族要件を具備するものとみなすと規定されていたものが削除されております。これについても、先ほど申し上げました九つとあわせて規則で定めるのかを伺いたいと思います。もし、定めないのであれば、当該者が不利益になると思いますので、そういう意味でお伺いをいたします。

また、条例第6条第1項第2号の関与について、法律改正では法律第23条入居者資格から外れ、法律第24条入居者資格の特例の第2項に組み込まれておりますけれども、しかし、条例では入居者の資格のままとなっておりますが、本提案理由では、先ほど申しましたように公営住宅法の一部改正に伴い関係条文を改正とあります。整合性がないのではないかと思います。

また、条例第6条第2項のアで規定する金額について、法律改正前の金額であり、法律改正では21万4,000円から25万9,000円に変更になっておりますけれども、今回の法改正に伴う条例等の一部改正を行うに当たって、地域事情をどのように考慮したのか。収入基準については、法律で上限額が21万4,000円から25万9,000円に上がったことについて、収入基準を現行のままではなく、法律の上限まで引き上げるべきではないかと思います。引き上げたことにより、入居可能となるものがふえるのではないのでしょうか。なぜ、法律の上限まで引き上げないのか。今までは、法律の上限額としていたのではないかと思います。それでなくても人口の減少、あるいは定住促進に相反するのではないかと思います。その辺をどのように考えて提案しているのかを伺いたいと思います。

第2点目、条例第7条の入居資格の特例について、改正前の条文で、資料22ページ、前条第1項第1号から第3号までとしていたものを、今度は改正で、前条各号と改正するようですが、なぜ、前条の第4号、これが市町村税を滞納していないものであることと第5号、これはそのもの及びそのものと現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、これは平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員を含めたのか。この特例は、公営住宅もしくは共同施設が災害その他の特別の事由により、これを引き続いて管理することが不当であると認めた場合や、公営住宅もしくは共同施設がその耐用年数を経過した場合等で、用途廃止に伴い他の市営住宅に入居申し込みをした場合に条例第6条に規定する入居資格条件を具備しているとみなすものであると思います。

幾ら特例とはいえ、第4号の市町村税を滞納していないものであることについては、分納や制約をとる等の条件つきで認めるとしても、第5号の暴力団員でないことについて認めることは、さきの条例改正で設けた暴力団を排除するための条項を設けた意味がなくなるのではないのでしょうか。暴力団を排除するための条項との整合性がとれないのではないかと思います。

以上の2点については、条例第44条の改良住宅に係る規定についても同様と考えます。また、改良住宅については、平成21年6月に暴力団を排除するための条項を加えた際に、これに伴う入居資格の特例の条項改正を失念したものと思われそうですが、いかがでしょうか。

次に、3点目でございます。

今回の公営住宅法の一部改正、これは施行後1年間の経過措置が設けられております。平成

25年3月31日までに自治体の条例を整備・施行することもできると思いますけれども、ある自治体では住民の意見を広く求め、アンケート調査など、それをもとに入居基準、入居者の収入基準等の改正を行っている自治体もあると聞いておりますけれども、本市においても地域の事情等を考慮するためにも、広く意見を聞くことも必要ではないかと思えます。このことについても考え方を伺いたいと思えます。

以上、3点についてよろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） たくさんございましたので、的確に順番にこたえられるかどうか、もし、順番間違い等がございましたら御指摘のほうお願いしたいと思えます。

まず、今回の条例の6条の入居者の資格でございますが、同居親族の改正に伴いまして、単身者も可とするということにつきましては、それぞれ先ほど原田議員が言いました60歳以上の者とか障害者基本法の関係の9点の条件といえますか、入居に際しての該当者について述べられました。

今回、過疎地域での単身者入居ということにつきましては、附則15条だったかと思えますが、その中で、過疎地域については単身者が認められるということで、それはうたわれておりましたが、今回の規則改正に当たりましては、先ほどの60歳以上の者から配偶者の暴力も含めまして、もう1項加えまして、市長が居住の安定を図ることで特に認めた者ということで、過疎地域の単身入居はそこで入居を認めることができるというふうに解釈しております。

入居者の資格の部分でございますが、条例の6条2項のアの部分でございますが、ここの部分につきましては、ア、イ、ウそれぞれ国交省等で定めるいろいろな状況等がなくなるということで、いわゆる政令の第6条4項なり5項等がなくなるということで、そのまま条項がなくなる文言を条例改正の中でうたいまして、金額につきましては、新たな改正につきましては金額は今回提案した金額とは違いまして、従前の金額を定めて提案申し上げるということになりました。

これにつきましては、イは従前政令で定めている金額、これにつきましては21万4,000円、そのままこの条例で定めさせていただきます。

ロにつきましても、政令の第6条第5項2号に規定する金額、これが従前の21万4,000円、災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円ということで、今の新法の出る前の旧金額で上限設定させていただいております。この理由につきましては、近隣市町を含めて実態の調査をしまして、また、北海道のほうで一つの案として示されている今回の改正の案という部分も参考にしながら、この額については妥当だというふうに解釈しております。

7条の資格の特例でございますが、法第44条の3項の規定ということで、先ほど議員が言われたとおりでございます。特に特別な災害があった場合、公営住宅の建てかえに係る部分も44条の3項にはうたわれております。当市につきましては、従前は1号から3号までで、市町村税等の滞納をしないものという部分と暴力団の関係につきましては具備をするものとはみなしてはいませんでした。しかしながら、今日におきましては、災害等で住宅の解体等が余儀なくされた場合には、入居資格を新たにリセットすることなくそのまま入居させるということが求められているというふうに感じております。

しかしながら、改良住宅建てかえ事業につきましては、これが抜本的に許されるのかということになります。改良住宅建てかえ事業につきましては、事業計画をもって進めていきたいというふうに考えておりますので、滞納がある方につきましては建てかえの前に十分話し合いを持ちながら、誠心誠意、滞納がなくなるような形で折衝していきたいと思えますし、また、

高額の場合は、その住宅ではない、家賃が安い住宅に移動をすることも念頭に置いている次第でございます。

また、暴力団につきましては、21年から新たに入居する方につきましては、赤歌署に照会をしながら、暴力団ではないという確認をとった中で入居を認めているところでございますが、以前に入居した方についてはどうだということになりますが、今現在、歌志内の市営住宅に入居している方について、暴力団関係にある方はおられません。逆説に言いますと、暴力団でもいいとか、滞納も許されるということになりますが、この辺につきましては慎重に取り扱いをしていきたいというふうに考えまして、条例につきましては災害弱者を念頭に置いた中で、すべての条件を具備するというふうにみなしたところでございます。

1年間の経過措置ということでございますが、国から示されているのは、同居親族要件についての廃止が23年3月31日をもって廃止されるということでございましたので、同居要件に係る部分につきましては24年4月1日ということでございます。

住宅の整備計画、あるいは収入基準という部分につきましては、25年4月1日に条例改正をするような形で、国から1年間の中で準備といいますか、そういうふうに示されておりますので、そのように考えております。

先ほど、住民の意見を聞きながら条例等の整備をする市町村もあるのではないかとということでございますが、まさにそのとおりでございまして、ワークショップ等を行いながらこの基準を市民とともに決めると、一定の方向を出すというのがやられている市町村も若干あります。当市の場合、基本的には今の基準をそのままやろうということで、入居に際しての市民の意見を全く聞かなかったということでございますが、今回の北海道から示されるこの条例改正の北海道条例の案も、なかなかことしに入ってきているという部分もございまして、条例を自分たちでつくるといいますか、入居に介してのいろいろな条件を自分たちでつくるとい部分につきましては、間に合わなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） これからもそうだと思うのですけれども、今までは国の法律、こういうのが変われば、各自治体にこういうふうに直しなさいということで、準則というのですか、来ていたはずなのです。ところが、これからは市長の市政執行方針にもあったように、自治体の権限移譲とか何とかで、こういうものについては準則が来ないのではないかと気がするのですよ。国の法律を逸脱したら別ですけれども、その中で、地域の実情に合わせて、それぞれの自治体で条例を改正しなさいと、こういう格好になっているのではないかと気がするのですよ。それで私、先ほど歌志内の実態を踏まえてる質問をしたわけです。

先ほど単身者の入居、それから9項目については規則で定めるのですかという質問をしました。それに対しては、規則で定めるとはっきりしたような答弁がなかったのですけれども、そのほかに、9項目のほかに市長の裁量云々ということを加えるというように私はとったのですけれども、それで間違いないのか、また確認の意味でお伺いします。

それから、政令では、法律の改正では25万9,000円ですか、先ほど私が申しましたように、地域の事情などを考慮しますと、改良住宅については結構あいていますよね。ですから、額についてはこれ以下という解釈だと思うのですよ。そうすると、21万4,000円ということになると、私は先ほど来言ったように、25万9,000円ですか、これにしておけば入居できる該当者がふえるのではないかと。入居者がどんどんいて、住宅が足りなくて困るというのならまだしも、がらがらあいているのになぜこういうふうにしたのか。それで、私が

聞いたのは、地域の事情にあわせて考えたのかということなのです。私は、やはり少し幅を持たせて、入りたい人は入れてやるのが本当ではないかなと、こういう気がするのです。

それから、暴力団の関係ですけれども、今入っている人はいないというのは、私は今のことを言っているのではないのです。これから条例を改正することによって、これはいつの議会だったかちょっとあれしたけれども、改正してやりましたよね。そうしますと、条例にあれば、例えば担当者が受けつけた場合に、なんだかんだとちゃらんけつてられて、条例にあるからだめなのですよと断ると、条例から外してしまうと、さっき赤歌警察署とどうのこうのと言っていましたけれども、もちろんそれはそうでしょう。だけれども、条例でうたっていくことによって、条例がこうなっていますからだめなのですと断りやすいのではないかという気がします。それで、再度その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、アンケート調査の件ですけれども、先ほども申しましたように、これは1年間の経過措置があって、25年3月31日までなのですよね。そうしますと、そういう住民の意見を聞くというようなことは全く考えられないのか。とりあえず、そこでお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、収入の件で21万4,000円、以降15万8,000円とございますが、この金額の妥当性でございますが、この計算を逆算しますと、収入とは何かというところにたどり着きまして、例えば給与所得と年金所得があろうかと思えます。給与所得の場合につきましても、1年間の総支払額から一定の控除額がございまして、また、そこに扶養等がございましたら何十万という、1人であれば38万円とか引かさったものを12分の1掛ける、12で割りますとそれが収入になりますので、21万何がしという400万円近い給与所得ということに解されるものですから、今、議員言うように、もっと上げるのが確率的には入居者がふえるというのは、それはまさに当たっているとおりでございますが、あえてこの金額を変えるのがどうかと思ひまして、北海道、あるいは近隣の市町とこの辺の額については妥当性を見て、21万円という金額で旧条例の数字としたところでございます。

あと、暴力団の関係ですけれども、今回の44条の部分につきましては、今現在入居されているながら災害を受けたり、建てかえ等で移転を余儀なくされるということから介しますと、今現在、暴力団員がいないということになりますと、途中から暴力団になるということも、それは全くないとは限りませんが、そのまま条件を継承するということからしますと、最初に暴力団がゼロという部分からの移転につきましては、その部分、改めて確認するということをご省略といひますか、具備するというふうにみなしたということでございますので、この辺につきましてもそういうような理解をしていただきたいと思います。

それと、アンケート調査でございますが、先ほど私、勘違いいたしまして、今回の入居資格に関する条例等の整備につきましては、24年4月1日ということで急がれておりますが、収入基準、あるいは住宅整備計画、これについては、今、議員言われたように25年3月31日でございますので、これについては将来の入居の居住環境とか、そういった部分も整備基準の中にうたっていかなければならないということもありますので、ぜひとも検討しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお伺いいたします。

規則につきましては、先ほど市長の裁量を含めて9項目で規則を整備しているところでございます。まず1番目が60歳以上の者、2番目が障害者基本法に規定する障がい者でございます。3番目が戦傷病者でございます。4番目が原子力爆弾の被爆者、5番目が生活保護、6番目が海外からの引き上げでございます。7番目がハンセン病関係の方、8番目が配偶者からの

暴力の関係でございまして、9番目にその他市長が特に居住の安定を図る必要があるというふうに定めさせていただき予定でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今、一番最後に答弁があった9項目のほかに、10項目として市長の裁量を加えるということでもいいですね。

それから、こればかりではなくて、先ほど私、冒頭言いましたように、権限委譲や何かでそれぞれの自治体の実情にあわせて、これからも条例を改正されるときにそういうのがだんだんふえてくるのだと思うのですよ。そうした場合に、先ほど午前中の答弁か何かにもありましたけれども、近隣市町村だとか道がどうだとか、私はこういうことは余り言いたくないのですよ。ということは、先ほど申しましたように、歌志内市の地域の事情に合わせて、これからそういう条例の改正だとか、条例をつくる場合に、もちろん近隣を参考にすることはいいのですけれども、条例を改正するなり、条例をつくるなりということであれば、当然、歌志内市の地域の実情に合ったような、こればかりではないですよ、条例をつくっていかないと、近隣市町村はこうだ、道が言ったからどうだとかこうだとかということにはならないのではないかと思います、私はそういう気がしているのです。その辺でもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの規則の部分でございますが、市長が定める部分を含めると9項目でございます。それと、条例等の整備といいますか、権限移譲等にもなっておりますので、独自の自治体の考え方をメインといいますか、そこに主軸を置いてという部分でございますが、条例に基づいたことは補助金とか、関連するいろいろな優遇措置とか、そういった部分については、やはりある程度の基本ラインがあると思いますが、今言われた地方にゆだねる部分につきましては、その独自性を十分発揮しながら進めていくように考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の原田議員の質問、そして答弁の内容なのですが、1点、今回の公営住宅の法令の改正で、公営住宅整備基準、入居者の資格、入居者収入基準が改正されて、それに伴うものということでもありますけれども、1年以内という期限をもって条例を制定しなさいということ、国土交通省、それが定めるようにということを出ているわけなのです。要するに、来年の3月31日までということになるのでしょうかけれども、その中で、原田議員の質問の流れから言うと、その中の1点が今これに整備されていないのですが、それは3月までに出るということでしょうか。公営住宅の整備基準、これが全く触れられていないのですが、そんなことでもいいのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今回の改正につきましては、収入基準、整備基準と入居資格ということでございまして、同居親族の關係に係る部分のみ4月1日から、いずれにいたしましても政令がなくなるものですから整備しなければならないということございまして、住宅整備基準につきましては1年間の猶予期間といいますか、市町村の準備期間ということがございまして、その間に考えながら、以降につきましては条例となるべきものなのか、その辺、内部でその基準をどのようにしていくのか決めてお示しできるようにしたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁ですと、条例となるものかどうかということをとというような

内容の答弁でありましたけれども、これはいずれはそれを出さなければならないということになるのではないかと思うのですよ。これはいつごろということは、まだ全くというふうに聞いてよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 収入基準、整備基準につきましては、25年4月1日から執行ということで考えてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 政令基準の25万9,000円という数字に、なぜ今回は市内で21万4,000円にしたのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほども原田議員に答弁させていただいた中にもございますが、新法改正が25万何がしなので、今回、改正前の21万4,000円ということで、その妥当性につきましては十分検討しながら、先ほど御指摘を受けましたが、近隣の自治体のこの辺の水準、北海道の水準を調査しながら妥当だということで、この金額につきましては新法で言う金額を載せないで、従前の金額、いわゆる現行の施行令で定める金額をそのまま改正内容として条例で金額を定めたということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第11号歌志内市単身者向け住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第11号歌志内市単身者向け住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）の一部改正に準じ、関係条文を整備しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市単身者向け住宅管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市単身者向け住宅管理条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料で御説明いたしますので、定例会資料の24ページをごらん願います。

(入居者の資格)。

第4条第2号中「市税等」を「市町村税等」に改める。これは、歌志内市営住宅管理条例との整合性を図るため、条文を整備するものでございます。

第7条に次の1号を加える。

第4号、その他市長が特に居住の安定を図る必要があると認める者。これは、市長が特に居住の安定を図る必要がある者と認めることとするために条例を整備するものでございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) まず1点目が、現在、単身者住宅の入居状況はどうかを伺いたいと思います。

2点目、(4)のその他市長が特に居住の安定を図る必要があると認めた者を追加することになっておりますけれども、これは、追加するのはいいのですけれども、事例としてどんなことを想定しているのか、この文章を読んでもちょっとぴんとこないものですから、その辺を教えてくださいたいのですけれども。

○議長(山崎数彦君) 柴田建設課長。

○建設課長(柴田一孔君) 単身者向け住宅につきましては、1棟8戸で3棟ございます。24戸中23戸、今、入居をされている状況でございます。

今回の単身者向け住宅に、第4号に市長が特に居住の安定を図る必要がある者を認めるということにつきましては、現在、企業向け住宅がございます。ここにつきましては、単身者というよりはファミリータイプで、1棟2戸が3棟ございまして、6戸が入居可能となっております。歌志内の企業に入社されても、企業向け住宅に空戸がなかったり、企業に入って単身で入居される場合もございます。こういったことから、民間住宅がたくさんある歌志内市であれば民間の住宅にということでございますが、比較的民間の住宅がございませんので、こういった場合に単身住宅に空戸があれば、企業に入られて他市町村から通うということなく、優先して単身者向け住宅の空戸に入っていただくということを認めることの一つにもなるのかなというふうに考えております。

○議長(山崎数彦君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第12号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第12号歌志内市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） ー登壇ー

議案第12号歌志内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正されたことに伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を定めようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市公民館条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の25ページをごらん願います。

歌志内市公民館条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「法第30条の規定に基づき」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改め、同条第4項を次のように改める。

第4項、委員会は、委員が任期中であっても特別の事情があると認めるときは、解職することができる。

この改正部分は、第6条の公民館運営審議会の委員及び任期の規定でございます。これまで社会教育法第30条に定められていた委員の委嘱、任命の基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参考に、市町村の条例で定めることになりました。このため、公民館条例第6条第2項に委員の委嘱と基準を定め、第4項は解職の規定に係る条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第13号歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） ー登壇ー

議案第13号歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会委員の委嘱の基準を定めようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の26ページをごらん願います。

歌志内市立図書館条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法第15条の規定に基づき」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

この改正部分は、第5条の図書館協議会の規定でございます。これまで図書館法第15条に定められていた委員の任命と基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参考に市町村の条例で定めることになりました。このため、図書館条例第5条第2項に委員の任命と基準を定めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第14号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） ー登壇ー

議案第14号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御提案申し上げます。

議案第14号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体のうち、上砂川町が砂川地区広域消防組合へ加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の27ページをごらん願います。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

これは、北海道市町村総合事務組合同規約を組織する団体の上砂川町が砂川地区広域消防組合へ加入したことに伴い、同組合を組織する市町村及び一部事務組合組合名を列記している別表第2の関係箇所を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 確認させてください。

資料のほうの共同処理する団体、略と書いて長万部町と増毛町、この前後に点々とあるのですけれども、現在、北海道の総合組合には何自治体が加盟しているのですか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） お答えいたします。

構成団体は9市144町村113一部事務組合等となっております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第15号歌志内市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第15号歌志内市道路線の認定について御提案申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、歌志内市道路線を別記のとおり認定することについて御提案申し上げます。

提案理由は、歌神地区改良住宅建替事業及び東光団地敷地造成工事の完成に伴い、新たに歌神一区1号線等の4路線を市道として認定しようとするものです。

次ページをお開き願います。

認定する路線につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の28ページと29ページをごらん願います。

本文に戻りまして、別記、路線番号220、路線名、歌神一区1号線、起点地番、字歌神76番地2から、終点地番、字歌神71番地7まで。延長308.67メートル、幅員9.5から14.0メートル。起点は、市道筍沢線との交差点から、終点は市道梅の沢線の交差点まででございます。

次に、路線番号221、路線名、歌神一区2号線、起点地番、字歌神74番地から、終点地番、字歌神74番地まで、延長548.00メートル、幅員9.5メートルから11.5メートル、起終点が市道歌神一区1号線交差点から住宅団地内を1周する環状線でございます。

次に、路線番号321、路線名、東光団地1号線、起点地番、字東光2番地6から終点地番字東光3番地26まで、延長90.50メートル、幅員7.5メートル、歌志内側を起点とし、赤平側を終点とする団地内幹線でございます。

次に、路線番号322、路線名、東光団地2号線、起点地番、字本町1003番地1から、終点地番、字東光2番地27まで。延長38.25メートル、幅員7.5メートル、道道赤平奈井江線交差点から東光団地1号線交差点までの幹線道と道道を連絡する路線でございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） これも確認なのですけれども、今回認定される市道、これは両方とも住宅の中を縫うというような格好になっているのですけれども、この市道という扱いと、俗に言う生活道路という扱いがあると思うのですけれども、この辺の処遇というか、取り扱いの違い。特に、冬期の除雪に関しての取り扱いの違いが何かあるのであれば教えていただきたい。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 取り扱いにつきましては、特に冬期でございますが、今現在、市道等生活道路も含めて10センチ以上の降雪があった場合に、朝7時までに出動するということになっておりますが、市道になっても市道でなくても、うちの除雪路線に指定している部分につきましては従前と同じように除雪をしたいというふうに考えておまして、本地区につきましては、今現在、歌神地区につきましては除雪をやっておりますが、東光団地につきましても同じ条件で除雪を行いたく考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今、除雪対象になっている生活道路ということでしたけれども、それは基準はあるのですか。ここは除雪しなければならぬ生活道路という基準としてはどうなのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 特に生活道路の除雪につきましては、ごみ収集車等が入る場合に、悪路で行けない場合がございますので、そういった公的な車両とかそういった部分の通行、そういうものを考えながら、また、地域の町内会長さんとも連携をとりながら、入らないという部分については決めているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時22分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 下 山 則 義

署名議員 原 田 稔 朗